平成２８年（フ）第５４８６号
東京都新宿区西新宿６丁目25―16―1103
債務者　島津　英祐
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４９０号
東京都葛飾区四つ木１丁目40―１―110
債務者　中瀬　則子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４９１号
東京都豊島区南長崎６丁目28―８―102
債務者　松本　里美
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４９２号
東京都西東京市向台町６丁目13―10
債務者　橘　　友美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４９４号
東京都東村山市美住町１丁目３　美住町１丁目第２アパート４―707
債務者　櫻井奈央美
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４９５号
東京都北区滝野川６丁目41―12　大垣方201
債務者　渡部　　渡
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４９６号
東京都板橋区若木２丁目14―17―107
債務者　安藤　優希
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５０５号
東京都墨田区千歳１丁目１―14―310
債務者　木村　信人
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５１６号
東京都足立区東伊興３丁目５―46　赤間荘Ｂ号
債務者　竹下　盛人
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５３４号
埼玉県さいたま市南区曲本３丁目８－６－201
債務者　高島ひかる
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５４８号
東京都品川区南大井２丁目４―12―605
債務者　平野　大地
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５４９号
東京都西東京市南町６丁目７―15―203
債務者　金澤　健太
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８１号
静岡市駿河区池田1357番地の８
債務者　名倉　雅俊
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第２６１号
愛知県常滑市榎戸町３丁目169番地
破産者　伊藤　正洋
1　破産債権の届出期間　平成28年９月１日まで
2　一般調査期日　平成28年11月16日午後１時30分
平成28年８月１日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９号
愛知県豊橋市飯村北３丁目16番地の17
破産者　松田　秀綱
1　破産債権の届出期間　平成28年９月２日まで
2　一般調査期日　平成28年11月７日午後１時30分
平成28年８月２日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第９２号
高知市愛宕山南町５番１号　コーポさかもと102
破産者　橋本　雅瀬
法定代理人成年後見人　田村　　裕
1　破産債権の届出期間　平成28年９月16日まで
2　一般調査期日　平成28年10月25日午前11時
平成28年８月２日　　高知地方裁判所破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２１３号
神奈川県平塚市中原２丁目26番10号
破産者　原田　惠介
免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
平成28年８月１日
横浜地方裁判所小田原支部民事部